

特例退職者医療制度のご案内

1. 加入資格

下記の条件をすべて満たしている方が、加入できます。

- (1) 60歳以上の方で、特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金を受給している、または受給権がある方
- (2) 富士通健康保険組合の被保険者期間が20年以上、または40歳以降10年以上であること。
〔任意継続〕の加入期間は除く)
- (3) 他の健康保険に加入していないこと。
- (4) 後期高齢者医療制度の対象者（通常75歳以上）ではないこと。

2. 加入期間

後期高齢者医療制度に移行する75歳の誕生日の前日までです。

[資格喪失事由]

- (1) 後期高齢者医療制度の適用を受けることになったとき（65歳以上で障がい認定を受け、当該制度に加入した場合）
- (2) 再就職して、他の健康保険に加入したとき
- (3) 海外居住となったとき
- (4) 生活保護を受けることとなったとき
- (5) 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- (6) 被用者保険（健康保険や共済保険）に加入している、被保険者の被扶養者となったとき
- (7) 死亡したとき
- (8) 特例退職の被保険者でなくなることを希望するとき

3. 保険料

- (1) 特例退職者の保険料は、会社負担がなくなり、全額自己負担となります。
- (2) 保険料の算出基礎となる標準報酬月額は、前年度9月の一般被保険者の平均標準報酬月額と年間平均賞与支給額の1ヶ月分を合計した額の半額が該当する標準報酬月額になります。
※2022年度の特例退職者標準報酬月額は、32万円ですが、保険料は毎年4月に見直しがあり、保険料率と標準報酬月額の改定により、保険料が上がることがあります。
特例退職者全員が同じ標準報酬月額となり、加入者の収入とは一切関係ありません。
- (3) 算定方法 2022年度（2022年4月～2023年3月）

区分	徴収対象者	保険料の算定基礎	金額（月額）
健康保険料	特例退職者医療制度加入者全員	320,000円×88.0/1,000	28,160円
介護保険料	被保険者が65歳未満または65歳以上で40～64歳の被扶養者を有する方	320,000円×17.6/1,000	5,632円
合計保険料（健康保険料+介護保険料）		—	33,792円

- (4) 納付方法 ※保険料納付方法は3種類（毎月払い・6ヶ月払い・1年払い）から選択してください。

区分	納付方法	毎月払い	6ヶ月・1年払い（前納）
初回保険料	口座振替 銀行振込	資格取得した月から2～3ヶ月分（金融機関での口座登録完了後）の保険料を、加入者本人の指定口座から自動振替いたします。	前納の期間（6ヶ月または1年）の保険料を当健保組合の指定口座にお振込みください。
2回目以降の保険料等	口座振替	加入者本人の指定口座から、毎月、自動振替いたします。 ※毎月1日、休日の場合、翌営業日	振込分以降の6ヶ月または1年分の前納保険料を加入者本人の指定口座から自動振替いたします。 ・1年払 ⇒ 3月20日 ・6ヶ月払 ⇒ 3月30日、9月20日 ※休日の場合、翌営業日
口座振替手数料		110円/回（口座振替時に加入者本人負担）	

※保険料の納付につきましては、加入後に送付する「特例退職者の資格取得について（ご通知）」をご確認ください。
※特例退職者の保険料は、当月払いとなります。加入月の給与より控除された保険料は前月分となります。

(5) 前納払いの割引率

納付方法	割引率（年間）
6ヶ月払い	約1.1%割引（最大）
1年払い	約2.1%割引（最大）

※前納となる払込月数により、保険料の割引率が異なります。

4. 保険給付

- (1) 医療機関にかかった場合（通院、入院）の自己負担額は、本人、家族とも3割です。
 ※70歳以上の方は、収入により2割または3割となります。
- (2) 傷病手当金・傷病手当金付加金、出産手当金・出産手当金付加金を除く全ての保険給付が受けられます。

5. 加入手続き

- (1) 「特退資格取得申請書」に必要事項を記入してください。
- (2) 「預金口座振替依頼書」は、記入・押印したものをご自身で白黒コピー（控え）をとり、原本とコピーを金融機関に持参し、窓口にて口座振替手続きをしてください。
口座振替手続きが完了し、金融機関確認印が押印された「預金口座振替依頼書のコピー（控え）」を受け取り（原本は銀行で保管）、「特退資格取得申請書」と併せて、ご提出ください。

※ゆうちょ銀行は、窓口でのお手続きができませんので、「預金口座振替依頼書」の原本に、通帳のコピー（口座名義、通帳記号番号、店名、店番、口座番号のページ）を添付してください。

■事象により添付書類が異なりますので、下表をご参照のうえ、ご提出ください。

	事 象	添 付 書 類
被 保 険 者	・現在、 当健保に加入している方 で、住所変更なし (任意継続から移行の方は除く)	A. 預金口座振替依頼書
	・現在、 当健保に加入している方 で、住所変更あり (任意継続から移行の方は除く)	A. 預金口座振替依頼書 B. 住民票（個人番号記載のない 続柄記載 の世帯全員のもの） ※ただし、被扶養者がいない場合は、本人のみの住民票でも可
	・現在、 当健保の任意継続に加入している方 ⇒添付書類 B, C ・現在、 他健保（他会社の健保等）に加入している方 ⇒添付書類 A, B, C, D ・ 老齢厚生年金受給開始年齢前に国民健康保険に加入して、受給開始年齢に達した時点（誕生日）で特例退職者医療制度に加入する方 ⇒添付書類 A, B, C, E	A. 預金口座振替依頼書 B. 住民票（個人番号記載のない 続柄記載 の世帯全員のもの） ※ただし、被扶養者がいない場合は、本人のみの住民票でも可 C. 老齢厚生年金証書の写または年金受給権資格証明書 D. 退職証明書または健康保険資格喪失証明書 E. 国民健康保険証のコピー
被 扶 養 者	扶養区分が「 継続 」の方	・添付書類なし
	扶養区分が「 新規 」の方	※事象により添付書類が必要です。
	・16歳未満の方	F. 被扶養者異動届（当健康保険組合指定用紙）
	・収入のない配偶者	F. 被扶養者異動届（当健康保険組合指定用紙） G. 誓約書（当健康保険組合指定用紙）
	・16歳以上の学生	F. 被扶養者異動届（当健康保険組合指定用紙） H. 在学証明書または学生証（コピー可）
	・その他（収入のある配偶者等）	I. 健康保険被扶養者認定伺、F、G

※詳細については、富士通健康保険組合IIPをご参照ください。

6. 書類提出先

対象者	書類提出先
富士通（株）、社会保険関連書類の提出窓口が「人事・総務サービスセンター」になっている会社にお勤めの方	人事・総務サービスセンター 社会保険担当 宛 社内メール) 新川崎三井ビル W棟25F 住所) 〒212-0058 神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2 新川崎三井ビルディング W棟25F
上記以外の会社にお勤めの方	各社人事勤労担当部門 宛
当健康保険組合の任意継続被保険者制度から加入される方	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町5-6-1
他の健康保険から加入される方	ひめぎん末広町ビル 富士通健康保険組合 事務サポートセンター

【申請期限】 **退職日または老齢厚生年金受給資格に達した誕生日の翌日から3ヶ月以内に当健保に提出**

7. その他

- ・他の健康保険より加入する方につきましては、加入後、「個人番号（マイナンバー）届」のご提出をご依頼いたします。
- ・健康保険法施行規則改正に伴い健保組合に届出いただく本書類への押印を不要といたします。

特退資格取得申請書 (兼被扶養者届)

常務理事		事務局長		課長		担当者	
------	--	------	--	----	--	-----	--

※太線の枠内のみ記入願います。

◆次頁(裏面)の「特例退職者医療制度について」を確認したうえで、ご申請ください。				届出年月日		年 月 日		
保 険 証		加入者氏名 (被保険者氏名)			性別	生 年 月 日		年齢
記号	番号	(フリガナ)			男	昭和 年 月 日		歳
9001					女			
被保険者証 (退職前の保険証記号/番号)		記号			番号			
住所	〒				電話番号	自宅： 携帯：		
当健康保険組合にて組合員であった期間(入社日～退職日)		昭和 平成	年 月 日	～	平成 令和	年 月 日	加入期間	年 月
特退資格取得日		令和 年 月 日						
当健康保険組合の組合員であった時の最終事業所(会社)の名称								
該当する場合は、○をつけてください。改めて発行します。		<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」(有効期限が退職日以降)を持っていて、 継続して必要である。 <input type="checkbox"/> 「特定疾病療養受療証」を持っている。						
保険料納付方法 (該当箇所に○印) ※未記入の場合は毎月払いとします		1. 毎月払い		2. 6ヶ月払い(年2回)			3. 1年払い	
緊急連絡先 (家族・親戚)	氏名	(フリガナ)			続柄	電話番号	自宅： 携帯：	
※同居家族の場合、 自宅以外の 電話番号を記載	住所	〒						
個人番号		※他の健康保険より加入する方は、加入後「個人番号(マイナンバー)届」の提出をご依頼します。						

※上記納付方法の「1年払い」は、加入月から当該年度の3月分まで、「6ヶ月払い」は、3月分もしくは9月分までの納付となります。加入月から年度(4月～翌年3月)を超えた納付はできませんので、ご承知おきください。

《被扶養者申請欄》

※当健保加入事業所を退職後、引き続き被扶養者として申請する場合は「継続」に○をつけてください。

氏 名	性別	生 年 月 日	年齢	続柄	同居/別居	扶養区分
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規
(フリガナ)	男・女	昭和・平成・令和 年 月 日	歳		同居・別居	継続・新規

※在職中に会社都合による単身赴任で別居をしていた方が、退職後も別居で被扶養者とするには、毎月基準額以上の送金が必要です。(要送金証明書) 詳細は健保HPをご確認ください。

【事業所記入欄】

担当者名	年 月 日受付	備考欄	
------	---------	-----	--

事業所担当者は以下の確認をお願いします。
 退職日
 特例退職者の加入要件を満たしている

特例退職者医療制度について

- 1. 特退の制度につきましては、「特例退職者医療制度のご案内」に記載していますので、ご確認をお願いします。
- 2. 保険料納付について、毎月払いを選択の場合は、初回振替時は、指定口座より2～3ヶ月分を一括口座振替いたします。
6ヶ月払い・1年払いを選択の場合は、初回保険料は、納付期限までに振込入金をお願いします。保険料の振替・振込が確認できない場合は、資格取消となります。
- 3. 2回目以降の保険料納付は、指定口座より口座振替で保険料を徴収します。
預金不足等により口座振替ができない場合は、保険料未納月で資格喪失となります。
- 4. 保険料率は毎年見直しをいたします。
特退の標準報酬月額は、前年9月30日における一般被保険者の平均標準報酬月額と年間平均賞与支給額の1ヶ月分の合計した額の2分の1に相当する額が該当する標準報酬月額となります。
被保険者本人の収入は反映していません。
- 5. 退職後も家族を継続して扶養する場合、扶養認定基準を満たしているかを確認してください。
認定基準に満たない場合には、速やかに扶養減少手続きをお願いします。
手続き遅延や忘却による場合には、月日を遡っての扶養減少となる場合があります。
- 6. 毎年、被扶養者の現況確認調査を行っております。
被扶養者資格の基準を満たしているか確認させていただくものです。
期日内に、依頼事項の書類のご提出をお願いします。

※被扶養者の収入を確認するため、所得証明書・確定申告書（写）の他、別居者の場合、毎月送金している「送金証明」の提出をお願いします。
送金額は、毎月54,000円以上、かつ被扶養者(家族)の年収の1/2以上を送金するようお願いします。
- 7. 被保険者の脱退手続きや、被扶養者の減少手続、住所変更等、手続事象が発生した場合は、速やかにお手続き（申請書・必要書類提出）をお願いします。
- 8. 資格喪失後は保険証を速やかに当健康保険組合に返却し、喪失日以降は保険証を使用しないようお願いします。万が一使用した場合は、医療費の健保負担分をご返金いただくことになります。
- 9. 保険給付金等は、保険料引落指定口座に振込いたしますので、確認をお願いします。
- 10. 就職により特退を資格喪失した場合、就職先を退職した後、再度、特退に加入することができます。
老齢厚生年金受給年齢到達後、国民健康保険に加入した場合は、特退に加入することはできません。